

サービス種類別・地域別一単位の単価

介護報酬は、原則として一単位10円で計算されます。しかし、サービスの種類によっては人件費が多く必要なものやそうでないものがあり、また、事業所の所在地域によっても経費がかかる地域とそうでない地域があります。

厚生労働省は、このような現状においても適正なサービス提供が行われるよう、サービス種類ごと、地域ごと(地域区分)で異なる一単位の単価を示しています。

サービス種類*	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
●居宅療養管理指導 ●福祉用具貸与	10円							
●訪問介護 ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●夜間対応型訪問介護 ●居宅介護支援 ●介護予防支援	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	
●訪問リハビリテーション ●通所リハビリテーション ●短期入所生活介護 ●認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
●通所介護 ●短期入所療養介護 ●特定施設入居者生活介護 ●認知症対応型共同生活介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	

*サービス種類については、介護予防サービスのある居宅サービスおよび地域密着型サービスは介護予防サービスを含む。

介護人材確保対策にかかわる加算

介護職員処遇改善加算

●算定要件のあらまし

共通の要件	① 介護職員の賃金(退職手当を除く)の改善(以下「賃金改善」)に要する費用の見込額が、本加算の算定見込額を上回る程度の賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること
	② 該当事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画の実施期間及び実施方法などの介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(市町村)に届け出ていること
	③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること
	④ 当該指定事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること
	⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法などの労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと
	⑥ 該当事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること
⑦(1)、⑦(2)、⑦(3)及び⑧(1)を満たす→加算Iを算定 ⑦(1)、⑦(2)及び⑧(2)を満たす→加算IIを算定 ⑦(1)、⑦(2)及び⑧(2)を満たす→加算IIIを算定 ⑦(1)、⑦(2)、⑧(2)のいずれかを満たす→加算IVを算定 いずれも満たさない→加算Vを算定	⑦(1)キャリアパス要件1 次に掲げる基準のいずれにも適合すること (-) 介護職員の任用における職責あるいは職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること (-) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること
	⑦(2)キャリアパス要件2 (-) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画により研修を実施あるいは研修の機会を確保していること (-) (一)について、全ての介護職員に周知していること
	⑦(3)キャリアパス要件3 (-) 経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること (-) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること
	⑧(1)新たな職場環境等要件:平成27年4月から②の(計画書の)届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること ⑧(2)既存の職場環境要件:平成20年10月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること

●介護職員処遇改善加算の算定対象サービス

サービス区分 (介護予防サービスを含む)	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	加算I	加算II	加算III	加算IV	加算V
訪問介護、夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	加算IIIにより 算定した 単位数 ×0.9	加算IIIにより 算定した 単位数 ×0.8
訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
通所介護(地域密着型含む)	5.9%	4.3%	2.3%		
通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
特定施設入居者生活介護(地域密着型含む)	8.2%	6.0%	3.3%		
認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
介護老人福祉施設、短期入所生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%		
介護老人保健施設、短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%		
介護療養型医療施設、短期入所療養介護(病院等)	2.6%	1.9%	1.0%		

訪問介護

内容	時間	単位
身体介護	(1)20分未満	165
	(2)20分以上30分未満	245
	(3)30分以上60分未満	388
	(4)60分以上 30分増すごとに+80単位	564
身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合 所要時間が20分から起算して25分増すごとに+67単位(201単位を限度)		
緊急時訪問介護加算	1回につき	+100
生活援助	(1)20分以上45分未満	183
	(2)45分以上	225
2人の訪問介護員等による場合		×200/100
通院等乗降介助	1回につき	97
介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合		×70/100
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		×90/100
夜間又は早朝の場合若しくは深夜の場合	夜間又は早朝	+25/100
	深夜	+50/100
特定事業所加算	(Ⅰ)	+20/100
	(Ⅱ)	+10/100
	(Ⅲ)	+10/100
	(Ⅳ)	+5/100
特別地域訪問介護加算		+15/100
中山間地域等における小規模事業所加算		+10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5/100
初回加算	1月につき	+200
生活機能向上連携加算	1月につき	+100
介護職員処遇改善加算	1月につき	(Ⅰ) +所定単位×137/1,000
		(Ⅱ) +所定単位×100/1,000
		(Ⅲ) +所定単位×55/1,000
		(Ⅳ) (Ⅲ)の90/100
		(Ⅴ) (Ⅲ)の80/100

※特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

訪問入浴介護

内容	単位
訪問入浴介護費 1回につき	1,234
介護職員3人の場合	×95/100
全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	×70/100
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×90/100
特別地域訪問入浴介護加算	+15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
サービス提供体制強化加算 1回につき	(Ⅰ)イ +36
	(Ⅰ)ロ +24
介護職員処遇改善加算 1月につき	(Ⅰ) +所定単位×58/1,000
	(Ⅱ) +所定単位×42/1,000
	(Ⅲ) +所定単位×23/1,000
	(Ⅳ) (Ⅲ)の90/100
	(Ⅴ) (Ⅲ)の80/100

※特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

訪問看護

内容	時間	単位
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1)20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能	310
	(2)30分未満	463
	(3)30分以上60分未満	814
	(4)60分以上90分未満	1,117
	90分以上の訪問看護を行う場合	(4)に+300
	緊急時訪問看護加算* 1月につき	+540
ロ 病院又は診療所の場合	(1)20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能	262
	(2)30分未満	392
	(3)30分以上60分未満	567
	(4)60分以上90分未満	835
	90分以上の訪問看護を行う場合	(4)に+300
	緊急時訪問看護加算* 1月につき	+290
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物をの利用者20人以上にサービスを行う場合		×90/100
夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	夜間又は早朝 深夜	+25/100 +50/100
2人以上による訪問看護を行う場合	30分未満 30分以上	+254 +402
特別管理加算 1月につき	(Ⅰ) (Ⅱ)	+500 +250
ターミナルケア加算 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合		+2,000
初回加算 1月につき		+300
退院時共同指導加算 1月につき		+600
看護・介護職員連携強化加算 1月につき		+250
看護体制強化加算 1月につき		+300
サービス提供体制強化加算 イ及びロを算定する場合 1回につき		+6

* 特別管理加算を算定する状態の者に対する1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

※特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

訪問リハビリテーション

内容		単位
訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 1回につき	302
	介護老人保健施設の場合 1回につき	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		×90/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5/100
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	+200
リハビリテーションマネジメント加算	1月につき	(I)
		(II)
社会参加支援加算	1日につき	+17
サービス提供体制強化加算	1回につき	+6

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

居宅療養管理指導

内容		単位
医師が行う場合 月2回を限度	居宅療養管理指導費(I)	同一建物居住者以外利用者に対して行う場合
		同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)
	居宅療養管理指導費(II) 在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合	同一建物居住者以外利用者に対して行う場合
		同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)
歯科医師が行う場合 月2回を限度		同一建物居住者以外利用者に対して行う場合 503 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 452
薬剤師が行う場合	病院又は診療所の薬剤師が行う場合(月2回を限度)	同一建物居住者以外利用者に対して行う場合
		同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)
	薬局の薬剤師の場合(月4回を限度)	同一建物居住者以外利用者に対して行う場合*
		同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)*
特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合		+100
管理栄養士が行う場合 月2回を限度		同一建物居住者以外利用者に対して行う場合 533 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 452
歯科衛生士等が行う場合 月4回を限度		同一建物居住者以外利用者に対して行う場合 352 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 302
保健師、看護師が行う場合	同一建物居住者以外利用者に対して行う場合 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	402
		362
准看護師が行う場合		×90/100

* がん末期の患者および中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

※介護予防居宅療養管理指導も上記同様。

通所介護

内容	時間	単位	
地域密着型通所介護費	3時間以上5時間未満 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ×70/100	要介護1 426 要介護2 488 要介護3 552	要介護4 614 要介護5 678
	5時間以上7時間未満	要介護1 641 要介護2 757 要介護3 874	要介護4 990 要介護5 1,107
	7時間以上9時間未満	要介護1 735 要介護2 868 要介護3 1,006	要介護4 1,144 要介護5 1,281
通常規模型通所介護費	3時間以上5時間未満 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ×70/100	要介護1 380 要介護2 436 要介護3 493	要介護4 548 要介護5 605
	5時間以上7時間未満	要介護1 572 要介護2 676 要介護3 780	要介護4 884 要介護5 988
	7時間以上9時間未満	要介護1 656 要介護2 775 要介護3 898	要介護4 1,021 要介護5 1,144
大規模型通所介護費(I)	3時間以上5時間未満 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ×70/100	要介護1 374 要介護2 429 要介護3 485	要介護4 539 要介護5 595
	5時間以上7時間未満	要介護1 562 要介護2 665 要介護3 767	要介護4 869 要介護5 971
	7時間以上9時間未満	要介護1 645 要介護2 762 要介護3 883	要介護4 1,004 要介護5 1,125
大規模型通所介護費(II)	3時間以上5時間未満 ※2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合 ×70/100	要介護1 364 要介護2 417 要介護3 472	要介護4 524 要介護5 579
	5時間以上7時間未満	要介護1 547 要介護2 647 要介護3 746	要介護4 846 要介護5 946
	7時間以上9時間未満	要介護1 628 要介護2 742 要介護3 859	要介護4 977 要介護5 1,095
7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合 9時間以上10時間未満の場合+50 10時間以上11時間未満の場合+100 12時間以上13時間未満の場合+200 13時間以上14時間未満の場合+250		11時間以上12時間未満の場合+150	
入浴介助を行った場合		1日につき +50	
中重度者ケア体制加算		1日につき +45	
個別機能訓練加算		1日につき (I) +46 (II) +56	
認知症加算		1日につき +60	
若年性認知症利用者受入加算		1日につき +60	
栄養改善加算		1回につき(月2回を限度) +150	
口腔機能向上加算		1回につき(月2回を限度) +150	
療養通所介護費	3時間以上6時間未満	1,007	
	6時間以上8時間未満	1,511	
	個別送迎体制強化加算 1日につき	+210	
入浴介助体制強化加算 1日につき		+60	
利用者の数が利用定員を超える場合又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		×70/100	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合 1日につき		-94	
事業所が送迎を行わない場合		片道につき -47	
サービス提供体制強化加算	1回につき	(I)イ	+18
		(I)ロ	+12
		(II) (III)	+6 +6
介護職員処遇改善加算(I)	1月につき	(I)	+所定単位×59/1,000
		(II)	+所定単位×43/1,000
		(III)	+所定単位×23/1,000
		(IV)	(III)の90/100
		(V)	(III)の80/100

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

通所リハビリテーション

内容	時間	単位
通常規模の事業所の場合	(1)1時間以上2時間未満 ※理学療法士等体制強化加算 1日につき +30	要介護1 329 要介護4 417 要介護2 358 要介護5 448 要介護3 388
	(2)2時間以上3時間未満	要介護1 343 要介護4 510 要介護2 398 要介護5 566 要介護3 455
	(3)3時間以上4時間未満	要介護1 444 要介護4 673 要介護2 520 要介護5 749 要介護3 596
	(4)4時間以上6時間未満	要介護1 559 要介護4 878 要介護2 666 要介護5 984 要介護3 772
	(5)6時間以上8時間未満	要介護1 726 要介護4 1,173 要介護2 875 要介護5 1,321 要介護3 1,022
6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話をを行う場合 8時間以上9時間未満の場合+50 9時間以上10時間未満の場合+100 10時間以上11時間未満の場合+150 11時間以上12時間未満の場合+200 12時間以上13時間未満の場合+250 13時間以上14時間未満の場合+300		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		+5/100
入浴介助を行った場合	1日につき	+50
リハビリテーションマネジメント加算(I)	1月につき	+230
リハビリテーションマネジメント加算(II)	1月につき	同意日の属する月から6月以内 +1,020 同意日の属する月から6月超 +700
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき	+110
認知症短期集中リハビリテーション実施加算		(I)1日につき(週2日を限度) +240 (II)1月につき +1,920
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1月につき	利用開始日の属する月から3月以内 +2,000 利用開始日の属する月から3月超6月以内 +1,000
生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算		減算対象月から6月以内 ×85/100
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	+60
栄養改善加算	1回につき(月2回を限度)	+150
口腔機能向上加算	1回につき(月2回を限度)	+150
重度療養管理加算	1日につき ※(1)は除く	+100
中重度者ケア体制加算	1日につき	+20
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	1日につき	-94
事業所が送迎を行わない場合	片道につき	-47
社会参加支援加算	1日につき	+12
サービス提供体制強化加算	1回につき	(I)イ +18 (I)ロ +12 (II) +6
介護職員処遇改善加算	1月につき	(I) +所定単位×47/1,000 (II) +所定単位×34/1,000 (III) +所定単位×19/1,000 (IV) +(III)の90/100 (V) +(III)の80/100

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

短期入所生活介護

内容	単位	
単独型短期入所生活介護費	単独型短期入所生活介護費(I) (従来型個室)	要介護1 620 要介護4 822 要介護2 687 要介護5 887 要介護3 755
	単独型短期入所生活介護費(II) (多居室)	要介護1 640 要介護4 842 要介護2 707 要介護5 907 要介護3 775
併設型短期入所生活介護費	併設型短期入所生活介護費(I) (従来型個室)	要介護1 579 要介護4 781 要介護2 646 要介護5 846 要介護3 714
	併設型短期入所生活介護費(II) (多居室)	要介護1 599 要介護4 801 要介護2 666 要介護5 866 要介護3 734
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100	
専従の機能訓練指導員を配置している場合	1日につき +12	
個別機能訓練加算	1日につき +56	
看護体制加算	1日につき (I) +4 (II) +8	
医療連携強化加算	1日につき +58	
夜勤職員配置加算	1日につき +13	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき(7日間を限度) +200	
若年性認知症利用者受入加算	1日につき +120	
利用者に対して送迎を行う場合	片道につき +184	
緊急短期入所受入加算	1日につき(7日間を限度) +90	
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	1日につき -30	
療養食加算	1日につき +23	
在宅中重度者受入加算 1日につき	看護体制加算(I)を算定している場合	+421
	看護体制加算(II)を算定している場合	+417
	看護体制加算(I)及び(II)をいずれも算定している場合	+413
	看護体制加算を算定していない場合	+425
サービス提供体制強化加算	1日につき (I)イ +18 (I)ロ +12 (II) +6 (III) +6	
介護職員処遇改善加算	1月につき (I) +所定単位×83/1,000 (II) +所定単位×60/1,000 (III) +所定単位×33/1,000 (IV) +(III)の90/100 (V) +(III)の80/100	

※サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

短期入所療養介護（介護老人保健施設について抜粋）

内容		単位	
介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉【従来型】	要介護1 750 要介護2 795 要介護3 856	要介護4 908 要介護5 959
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ii) 〈従来型個室〉【在宅強化型】	要介護1 788 要介護2 859 要介護3 921	要介護4 977 要介護5 1,032
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(iii) 〈多床室〉【従来型】	要介護1 823 要介護2 871 要介護3 932	要介護4 983 要介護5 1,036
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(iv) 〈多床室〉【在宅強化型】	要介護1 867 要介護2 941 要介護3 1,003	要介護4 1,059 要介護5 1,114
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		×97/100	
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準を満たさない場合		×70/100	
夜勤職員配置加算		+24	
個別リハビリテーション実施加算		+240	
認知症ケア加算		+76	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間を限度)		+200	
緊急短期入所受入加算 (7日間を限度)		+90	
若年性認知症利用者受入加算		+120	
重度療養管理加算 1日につき(要介護4・5に限る)		+120	
利用者に対して送迎を行う場合 片道につき		+184	
特別療養費		p.47の下段の表参照	
療養体制維持特別加算 1日につき		+27	
療養食加算 1日につき		+23	
緊急時施設療養費	緊急時治療管理 1日につき	+511	
	特定治療	*	
サービス提供体制強化加算 1日につき	(I)イ	+18	
	(I)ロ	+12	
	(II)	+6	
	(III)	+6	
介護職員処遇改善加算 1月につき	(I)	+所定単位×39/1,000	
	(II)	+所定単位×29/1,000	
	(III)	+所定単位×16/1,000	
	(IV)	+(III)の90/100	
	(V)	+(III)の80/100	

* 特定のリハビリテーション、処置、手術、麻酔または放射線治療を行った場合は、診療報酬に応じた額を算定する。

※特別療養費と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

福祉用具貸与

内容	種目
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす
	車いす付属品
	特殊寝台
	特殊寝台付属品
	床ずれ防止用具
	体位変換器
	手すり
	スロープ
	歩行器
	歩行補助つえ
	認知症老人徘徊感知機器
	移動用リフト
自動排泄処理装置	

※要支援・要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く）。

※介護予防福祉用具貸与も上記同様。

特別療養費に係る単位数

感染対策指導管理(1日につき)	5単位
褥瘡対策指導管理(1日につき)	5単位
短期入所診療管理	250単位
重度療養管理(1日につき)	120単位
特定施設管理(1日につき)	250単位
重症皮膚潰瘍管理指導(1日につき)	18単位
薬剤管理指導	350単位
麻薬、向精神薬等の加算	50単位
医学情報提供	250単位
リハビリテーション指導管理	10単位
言語聴覚療法	180単位
摂食機能療法	185単位
精神科作業療法(1日につき)	220単位
認知症老人入所精神療法(1週間につき)	330単位

〔 予防給付 〕

介護予防支援

内容	単位
介護予防支援費 1月につき	+430
初回加算	+300
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	+300

介護予防訪問入浴介護

内容	単位
介護予防訪問入浴介護費 1回につき	834
介護職員2人が行った場合	×95/100
全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	×70/100
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×90/100
特別地域介護予防訪問入浴介護加算	+15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	+10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
サービス提供体制強化加算 1回につき	(I)イ +36 (I)ロ +24
介護職員処遇改善加算 1月につき	(I) +所定単位×58/1,000 (II) +所定単位×42/1,000 (III) +所定単位×23/1,000 (IV) +(III)の90/100 (V) +(III)の80/100

※特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

介護予防訪問看護

介護給付の【訪問看護】(p.41)参照。

介護予防訪問看護では、ターミナルケア加算、看護・介護職員連携強化加算が無いほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携については評価されない。

介護予防訪問リハビリテーション

内容	単位
介護予防訪問リハビリテーション費 病院又は診療所の場合 1回につき	302
介護老人保健施設の場合 1回につき	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×90/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき	+200
訪問介護計画を作成する上で必要な指導及び助言を行った場合 1回につき(3月に1回を限度)	+300
サービス提供体制強化加算 1回につき	+6

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

介護予防通所リハビリテーション

内容	単位
介護予防通所リハビリテーション費	要支援1 1月につき 1,812 要支援2 1月につき 3,715
利用者の数が利用定員を超える場合又は医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護師・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
若年性認知症利用者受入加算 1月につき	+240
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	要支援1 -376 要支援2 -752
運動器機能向上加算 1月につき	+225
栄養改善加算 1月につき	+150
口腔機能向上加算 1月につき	+150
選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 1月につき +480 運動器機能向上及び口腔機能向上 1月につき +480 栄養改善及び口腔機能向上 1月につき +480
選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 1月につき +700
事業所評価加算 1月につき	+120
サービス提供体制強化加算 1月につき	(I)イ 要支援1 +72 要支援2 +144 (I)ロ 要支援1 +48 要支援2 +96 (II) 要支援1 +24 要支援2 +48
介護職員処遇改善加算 1月につき	(I) +所定単位×47/1,000 (II) +所定単位×34/1,000 (III) +所定単位×19/1,000 (IV) +(III)の90/100 (V) +(III)の80/100

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

介護予防短期入所生活介護

内容	単位
介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	単独型介護予防短期入所生活介護費(I) (従来型個室) 要支援1 461 要支援2 572
	単独型介護予防短期入所生活介護費(II) (多床室) 要支援1 460 要支援2 573
	併設型介護予防短期入所生活介護費(I) (従来型個室) 要支援1 433 要支援2 538
	併設型介護予防短期入所生活介護費(II) (多床室) 要支援1 438 要支援2 539
ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) (ユニット型個室) 要支援1 539 要支援2 655
	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) (ユニット型準個室) 要支援1 539 要支援2 655
	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) (ユニット型個室) 要支援1 508 要支援2 631
	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) (ユニット型準個室) 要支援1 508 要支援2 631

※介護予防短期入所生活介護は基本部分のみ記載(加算等は割愛)。

介護予防短期入所療養介護

内容	単位
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) (従来型個室)【従来型】 要支援1 575 要支援2 716
	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) (従来型個室)【在宅強化型】 要支援1 613 要支援2 753
	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii) (多床室)【従来型】 要支援1 608 要支援2 762
	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv) (多床室)【在宅強化型】 要支援1 652 要支援2 807

※介護予防短期入所療養介護は基本部分のみ記載(加算等は割愛)。